第１回定時株主総会招集のご通知に際しての
インターネット開示事項

連　結　注　記　表

個　別　注　記　表

（平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで）

株式会社 東京TYフィナンシャルグループ

「個別注記表」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第26条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tokyo-tyfg.co.jp/stock/shareholder.html）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等　　12社

会社名

(子会社)

株式会社東京都民銀行
株式会社八千代銀行
とみん信用保証株式会社
とみん銀事務センター株式会社
都民銀商務諮詢（上海）有限公司
八千代サービス株式会社
八千代ビジネスサービス株式会社
株式会社八千代クレジットサービス
八千代信用保証株式会社

(子法人等)

とみんコンピューターシステム株式会社
株式会社とみん経営研究所
とみんカード株式会社

(連結の範囲の変更)

当社の設立に伴い、株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行が完全子会社となったことから、両行及びその連結される子会社及び子法人等について、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

②非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

②持分法適用の関連法人等　　１社

会社名　とみんリース株式会社

(持分法適用の範囲の変更)

当社の設立に伴い、株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行が完全子会社となったことから、その持分法適用関連法人等について、当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

(持分法適用関連法人の商号の変更)

平成27年４月１日付で、とみんリース株式会社は、東京ＴＹリース株式会社に商号変更しております。

③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

①連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日　　1社

3月末日　　11社

②12月末日を決算日とする連結される子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結される子会社及び子法人等については、連結決算日の財務諸表により連結しております。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

銀行業を営む連結される子会社の有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については定率法を採用しております。

建　物　6年～50年

その他　2年～20年

その他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 繰延資産の処理方法

創立費　　5年間の均等償却を行っております。

株式交付費　　3年間の均等償却を行っております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

なお、銀行業を営む一部の連結される子会社の破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額の取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は3,854百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、銀行業を営む一部の連結される子会社の執行役員並びにその他の一部の連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員並びに役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、クレジットカードの利用によるポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(10) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

なお、見積返還額のうち貸付金に充当される部分については貸倒引当金として１百万円計上しております。

(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、銀行業を営む連結される子会社において、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(12) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、銀行業を営む連結される子会社において、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(13) 退職給付に係る会計処理の方法

銀行業を営む連結される子会社の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（３年、12～13年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
会計基準変更時差異（11,663百万円）	厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額を費用処理しております。

なお、その他の一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(14) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

当連結会計年度は、預貸金に係る金利変動リスクをヘッジ目的とする新規のデリバティブ取引の約定は行われておりません。

また、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

その他の連結される子会社は、ヘッジ会計の対象となる取引を行っておりません。

(16) 消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を見直し、平均残存勤務期間に対応する単一年数の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間毎に設定された複数の債券利回りを基礎として決定する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が405百万円増加し、利益剰余金が260百万円増加しております。また、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ374百万円増加しております。

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下、「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等が平成26年４月１日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等（ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。）を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する当連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(４)、連結会計基準第44－５項(４) 及び事業分離等会計基準第 57－４項(４) に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益及び当連結会計年度末の資本剰余金に与える影響は軽微であります。

未適用の会計基準

企業結合に関する会計基準等（平成25年９月13日）

(1) 概要

当該会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③暫定的な会計処理の取扱い、④当期純利益の表示および少数株主持分から非支配株主持分への変更を中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

当社は、改正後の当該会計基準等のうち、①～③については、平成26年４月１日に開始する連結会計年度の期首から早期適用しており、④については、平成27年４月１日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

科目名の変更であり、連結計算書類数値への影響はございません。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

１．関係会社の株式総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）1,173百万円

２．消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に9,100百万円含まれております。

３．貸出金のうち、破綻先債権額は4,032百万円、延滞債権額は104,109百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

４．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は588百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

５．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,063百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

６．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は112,793百万円であります。

なお、上記３．から６．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

７．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、46,683百万円であります。

８．ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、5,002百万円であります。

9．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	188,297百万円
その他資産	18百万円

担保資産に対応する債務

預金	10,714百万円
債券貸借取引受入担保金	140,876百万円
借用金	5百万円

上記のほか、為替決済、外国為替事務代行、業界共同システム決済、デリバティブ取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券95,540百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金5,544百万円が含まれております。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、873,529百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが850,299百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、銀行業を営む一部の連結される子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年３月31日
同法律第３条第３項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号または第２号に定める公示価格及び基準地標準価格に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　184百万円

12. 有形固定資産の減価償却累計額　37,452百万円
13. 有形固定資産の圧縮記帳額　216百万円
14. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金7,000百万円が含まれております。
15. 社債は、劣後特約付社債であります。
16. 新株予約権付社債は、劣後特約付社債であります。
17. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は24,020百万円であります。

（連結損益計算書関係）

「その他の経常費用」には、貸出金償却774百万円、株式等売却損76百万円、株式等償却48百万円及び債権売却損141百万円を含んでおります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	40,050	—	10,822	29,227	（注）1
合計	40,050	—	10,822	29,227	
自己株式					
普通株式	1,271	158	1,273	156	（注）2
合計	1,271	158	1,273	156	

（注）1．発行済株式の当連結会計年度減少株式数10,822千株は、株式移転による減少9,607千株及び株式消却1,214千株の合計であります。

2．自己株式の当連結会計年度増加株式数158千株は、子会社からの現物配当140千株及び単元未満株式の買取請求による取得17千株の合計であり、当連結会計年度減少株式数1,273千株は、株式消却1,214千株、市場取引による売却32千株、ストック・オプション権利行使による売渡25千株及び単元未満株式の買増請求による売渡0千株の合計であります。

2．配当に関する事項

（1）当連結会計年度中の配当金支払額

当社は平成26年10月１日に共同株式移転により設立された共同持株会社であるため、配当金の支払額は以下の完全子会社の取締役会において決議された金額であります。

（決　議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年５月13日取締役会	株式会社東京都民銀行普通株式	776百万円	20円	平成26年３月31日	平成26年６月27日
平成26年11月11日取締役会	株式会社東京都民銀行普通株式	388百万円	10円	平成26年９月30日	平成26年12月２日
	株式会社八千代銀行普通株式	594百万円	40円	平成26年９月30日	平成26年12月２日
合計	—	1,758百万円	—	—	—

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決　議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年５月15日取締役会	株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ普通株式	872百万円	その他利益剰余金	30円	平成27年３月31日	平成27年６月10日

(金融商品関係)

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務などの金融サービスに係る事業を行っております。主として地域の取引先から預金等を受け入れ、貸出金や有価証券等による資金運用を行っております。このように、金利変動等を伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に国内の取引先企業及び個人顧客に対する貸出金及び有価証券であります。貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に国内の債券、株式、投資信託であり、債券は満期保有目的、その他有価証券に区分して保有しているほか、商品有価証券を売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利・価格等の市場リスクに晒されております。

当社グループが保有する金融負債は、主として国内の取引先企業及び個人顧客からの調達による預金であります。預金は一定の環境の下で必要な資金の確保が困難になる流動性リスクに晒されております。

また、当社グループは、国内の取引先企業・金融機関との間でデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引は、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び、市場金利・為替相場等の変動によってもたらされる市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①統合的リスク管理

当社グループは、リスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総合的に捉え、当社グループの経営体力と比較・対照し、経営の健全性を検証する統合的リスク管理を行っております。

②信用リスクの管理

当社グループでは、信用リスク管理に関する諸規程・基準に従い、個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、事業再生支援への取組み、問題債権の管理など、適切な信用リスクの管理を行っております。与信ポートフォリオについては、業種集中度合いや大口集中度合い等のモニタリングを行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか与信管理部門により行われ、また、定期的にグループリスク管理委員会等に報告しております。さらに、信用リスク管理の状況については監査担当部門が監査しております。

③市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスク管理に関する諸規程・基準に従い、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及び市場リスク管理部門であるミドルオフィスの三部門による相互牽制体制とし、市場リスクの評価、モニタリング及びコントロールを行い、適切な市場リスクの管理を行っております。

市場リスク管理部門は、計量可能な市場リスクについて市場リスク量を計測するとともに、市場リスク量を適切にコントロールするため、保有限度枠や損失限度枠等を設定し、遵守状況をモニタリングし、月次でグループリスク管理委員会等に報告しております。

当社グループにおいて、市場リスクの影響をうける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借用金」、「社債」、「デリバティブ取引」です。

当社グループでは、これら金融資産、金融負債についてVaR（観測期間は５年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託、外国証券、預金、貸出金、金利スワップ、その他金利感応性を有する資産・負債は６ヶ月、上場政策投資株式は１年、信頼区間は99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、把握・管理しております。

当社グループの市場リスク量は、連結子会社である株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行の市場リス

ク量を合算した値として管理しており、平成27年３月31日において、当該リスク量の大きさは27,178百万円になります。

ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

なお、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを子銀行毎に実施しており、平成26年度に実施したバックテスティングの結果、使用するモデルは、十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと判断しております。

④資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、流動性リスク管理に関する諸規程・基準に従い、流動性リスク管理部門が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することなど日々資金繰り管理や資金調達の状況をモニタリングし、グループリスク管理委員会等に報告する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２）参照)。

また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	298,834	298,820	△13
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	607	607	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	554,286	565,385	11,099
その他有価証券	671,359	671,359	—
(4) 貸出金	3,294,802		
貸倒引当金（※１）	△27,937		
	3,266,864	3,296,364	29,499
資産計	4,791,952	4,832,537	40,585
(1) 預金	4,491,306	4,491,127	△178
(2) 債券貸借取引受入担保金	140,876	140,876	—
負債計	4,632,182	4,632,004	△178
デリバティブ取引（※２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,203	4,203	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(17)	(17)	—
デリバティブ取引計	4,186	4,186	—

（※１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※２）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、( ) で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

（1）現金預け金

満期のない預け金、および、残存期間が短期間（１年以内）の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が１年超の預け金については、取引金融機関から提示された価格を時価としております。

（2）商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、日本証券業協会発表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。

（3）有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会発表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は証券投資信託委託会社が提供する基準価格等によっております。自行保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算出された現在価値を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する自行保証付私募債については、時価は連結決算日における保証等に基づき算定した回収可能見込額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

（4）貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローをスワップ金利等の適切な指標に信用スプレッド等を上乗せした利率、もしくは、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計が適用されている金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とする貸出金と一体として処理しているため、その時価は割引現在価値により算定し、貸出金の時価に含めております。

負　債

（1）預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金、定期積金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率(期末月の実績値)を用いております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価と帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であります。これらの時価は、取引所取引については、大阪取引所、東京金融取引所等における最終の価格、店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（３）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式（※１）（※３）	4,867
②非上場REIT（※１）	4,019
③組合出資金（※２）（※３）	2,301
合　　計	11,188

（※１）非上場株式及び非上場REITのうち、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（※２）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（※３）当連結会計年度において、減損処理（非上場株式９百万円、組合出資金39百万円）を行っております。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超７年以内	７年超10年以内	10年超
預け金	251,557	—	2,000	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	44,775	121,305	25,273	149,436	167,308	36,450
その他有価証券のうち満期があるもの	53,298	111,361	342,428	37,348	68,743	9,566
貸出金（※）	685,871	672,180	411,452	267,249	334,908	621,047
合　計	1,035,503	904,847	781,153	454,034	570,960	667,063

（※）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない107,846百万円、期間の定めのないもの194,245百万円は含めておりません。

（注４）その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超７年以内	７年超10年以内	10年超
預金（※）	4,233,462	237,605	20,139	40	33	25
債券貸借取引受入担保金	140,876	—	—	—	—	—
合　計	4,374,339	237,605	20,139	40	33	25

（※）預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1．売買目的有価証券（平成27年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	2

2．満期保有目的の債券（平成27年３月31日現在）

	種　類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	361,096	371,236	10,139
	地方債	69,846	70,182	336
	社債	94,573	95,133	560
	外国証券	12,997	13,194	196
	小　計	538,514	549,747	11,232
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	3,519	3,518	△1
	地方債	2,008	2,008	△0
	社債	5,187	5,183	△3
	外国証券	5,056	4,927	△128
	小　計	15,771	15,638	△133
合　計		554,286	565,385	11,099

3．その他有価証券（平成27年３月31日現在）

	種　類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	38,988	27,884	11,104
	債券	415,916	414,332	1,583
	国債	179,188	178,422	765
	地方債	37,415	37,228	186
	社債	199,312	198,681	631
	その他	91,478	89,509	1,968
	小　計	546,383	531,727	14,655
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,947	2,172	△224
	債券	116,506	117,066	△560
	国債	59,186	59,427	△241
	地方債	6,120	6,186	△65
	社債	51,198	51,452	△253
	その他	19,534	19,580	△45
	小　計	137,988	138,819	△830
合　計		684,371	670,546	13,825

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

該当ありません。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	2,444	232	27
債券	426,453	1,412	77
国債	358,465	1,238	76
地方債	13,165	37	—
社債	54,822	136	1
その他	61,368	608	29
合　計	490,266	2,253	134

6．保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。連結決算日における時価が取得原価に比べて50％以上下落したものについては、時価まで減損することとし、時価が取得原価に比べて30％以上50％未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損することとしております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(税効果会計関係)

1．法人税の税率変更等に係る影響額

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64％から、平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.10％に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.34％となります。この税率変更により、繰延税金資産は543百万円減少し、繰延税金負債は１百万円減少し、その他有価証券評価差額金は532百万円増加し、繰延ヘッジ損益は１百万円減少し、退職給付に係る調整累計額は58百万円減少し、法人税等調整額は1,053百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は１百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額が控除限度額とされ、平成29年４月１日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額が控除限度額とされることとなります。この変更による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

2．決算日後の事業税の税率変更の内容及び影響額

「東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」（平成27年東京都条例第93号）が平成27年４月１日に公布されたことに伴い、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度において解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、当連結会計年度の計算に使用した33.10％から33.06％に、平成28年４月１日以後に開始する連結会計年度において解消が見込まれる一

時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、当連結会計年度の計算に使用した32.34%から32.30%にそれぞれ変更されます。この税率変更による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	6,959円92銭
１株当たりの当期純利益金額	2,638円39銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	2,561円38銭

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名
　　営業経費　８百万円

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
　　全てのストック・オプションを平成26年９月30日付で一部の連結される子会社が取得し、消却いたしました。

（企業結合等関係）

当社は平成26年10月１日に株式会社東京都民銀行（以下、「東京都民銀行」という。）と株式会社八千代銀行（以下、「八千代銀行」という。）の共同株式移転により設立されました。株式移転の会計処理では、東京都民銀行を取得企業、八千代銀行を被取得企業とする企業結合に関する会計基準に定めるパーチェス法を適用しております。

１．企業結合の概要

（1）被取得企業の名称及び事業の内容
　　八千代銀行　　銀行業

（2）企業結合を行った主な理由
　　両行は、企業価値を最大化する観点から、両行の地域ブランド力を活かしつつ、統合効果を早期に発揮するために、株式移転による共同持株会社を設立する方式を選択しました。新金融グループのもと、高度なコンサルティング機能の共有、お客さまのニーズに対応した商品・サービスの開発、地公体等との更なる連携強化、重複業務の一体運用等を推進し、お客さま満足度の向上、競争力の向上、経営の効率化等の企業価値の向上を通じ、地域社会に貢献するために経営統合いたしました。

（3）企業結合日
　　平成26年10月１日

（4）企業結合の法的形式
　　株式移転による共同持株会社の設立

（5）結合後企業の名称
　　株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ（以下、「東京ＴＹフィナンシャルグループ」という。）

（6）取得した議決権比率
　　100%

（7）取得企業を決定するに至った主な根拠
　　企業結合に関する会計基準上の取得決定要素及び各種要因を総合的に勘案した結果、東京都民銀行を取得企業と致しました。

２．連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
　　平成26年10月１日から平成27年３月31日

3．被取得企業の取得原価及びその内訳

株式移転直前に保有していた八千代銀行の普通株式と交換された東京ＴＹフィナンシャルグループの企業結合日における普通株式の時価	371百万円
企業結合日に交付した東京ＴＹフィナンシャルグループの普通株式の時価	52,594百万円
取得原価	52,966百万円

4．被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
　段階取得に係る差損　３百万円

5．株式の種類別の移転比率及びその算定方法並びに交付株式数
（1）株式の種類別の移転比率
①東京都民銀行の普通株式１株に対し、東京ＴＹフィナンシャルグループの普通株式0.37株
②八千代銀行の普通株式１株に対し、東京ＴＹフィナンシャルグループの普通株式１株
（2）算定方法
　複数のフィナンシャル・アドバイザーに第三者算定機関として株式移転比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。
（3）交付株式数
　普通株式　29,227,826株

6．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
（1）資産の額

資産合計	2,260,320百万円
うち貸出金	1,444,364百万円
うち有価証券	622,404百万円
うち貸倒引当金	△12,460百万円

（2）負債の額

負債合計	2,156,770百万円
うち預金	2,122,129百万円

7．負ののれん発生益の金額及び発生原因
（1）負ののれん発生益の金額
　50,476百万円
（2）発生原因
　取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

8．当該企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度に係る連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

経常収益	19,898百万円
経常利益	5,163百万円
当期純利益	3,604百万円

　上記概算影響額は、被取得企業である八千代銀行の平成26年４月１日から平成26年９月30日までの連結損益計算書の金額に必要と思われる調整等を行い算出いたしました。
　なお、上記概算額につきましては、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

(重要な後発事象)

当社は平成27年４月30日開催の取締役会において、以下のとおり、当社の連結される子会社であるとみん銀事務センター株式会社を解散することを決議いたしました。

１．解散の理由

解散する子会社は、当社子会社である株式会社東京都民銀行の事務代行業務を行っておりましたが、当社グループの経営効率化の一環として解散を決議したものです。

２．解散する子会社の概要

１．商号	とみん銀事務センター株式会社
２．事業内容	事務集中業務受託
３．設立年月日	平成10年３月20日
４．本店所在地	東京都港区六本木二丁目４番１号
５．代表者	棚橋　龍一
６．資本金（発行済株式数）	10百万円（200株）
７．出資	株式会社東京都民銀行 100%出資
８．従業員数	107名（平成27年４月１日現在）
９．純資産	259百万円
10．総資産	296百万円
11．売上高	405百万円
12．当期純利益	14百万円

３．解散時期

平成27年６月30日付で解散し、平成27年９月末頃に清算を結了する予定です。

４．解散による損益への影響

当該解散による平成28年３月期の当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

５．解散による営業活動への影響

当該解散による当社の営業活動に与える影響は軽微であります。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法により行っております。

2．繰延資産の処理方法

創立費　　５年間の均等償却を行っております。
株式交付費　　３年間の均等償却を行っております。

3．賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権　　6,545百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

営業収益　　2,383百万円
販売費及び一般管理費　　206百万円

(2) 営業取引以外の取引による取引高

営業外収益　　53百万円
営業外費用　　0百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	―	156	0	156	(注)
合計	―	156	0	156	

(注) 普通株式の自己株式の増加156千株は、子会社からの現物配当140千株及び単元未満株式の買取請求による増加16千株であり、減少０千株は単元未満株式の買増請求による減少であります。

(税効果会計関係)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
未払賞与	8百万円
未払事業税	6
繰延税金資産小計	14
評価性引当額	―
繰延税金資産合計	14
繰延税金負債合計	―
繰延税金資産の純額	14百万円

2．法人税の税率変更等に係る影響額

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64％から、平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34％となります。この税率変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

3．決算日後の事業税の税率変更の内容及び影響額

「東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」（平成27年東京都条例第93号）が平成27年４月１日に公布されたことに伴い、平成27年４月１日以後に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、当事業年度の計算に使用した33.10％から33.06％に、平成28年４月１日以後に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、当事業年度の計算に使用した32.34％から32.30％にそれぞれ変更されます。この税率変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

(関連当事者との取引関係)

1．親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2．子会社及び関連会社等　　（単位：百万円）

種　類	会社等の名称	所在地	資本金	事業内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	株式会社東京都民銀行	東京都港区	48,120	銀行業	所有直接100%	経営管理役員の兼任出向者の受入	経営管理料の受取（注1）	267	—	—
							出向者人件費の支払（注2）	48	—	—
	株式会社八千代銀行	東京都新宿区	43,734	銀行業	所有直接100%	経営管理役員の兼任出向者の受入	経営管理料の受取（注1）	267	—	—
							出向者人件費の支払（注2）	56	—	—
							資金の貸付（注3）	5,000	関係会社貸付金	5,000
							利息の受取（注3）	53	—	—
							新株予約権付社債の承継（注4）	5,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）経営管理料は、当社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定し、当社の取締役会で決議した金額であります。

（注2）出向者の受入に対する出向料は、出向元の給与を基準に双方協議の上決定しております。

（注3）承継した新株予約権付社債と同額を、同利率で株式会社八千代銀行に貸付けております。

（注4）経営統合に伴い、株式会社八千代銀行から承継したものであります。

3．兄弟会社等
　　該当事項はありません。
4．役員及び個人主要株主等
　　該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	4,701円85銭
1株当たりの当期純利益金額	66円99銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	65円19銭

（企業結合等関係）
　連結計算書類の連結注記表にあります企業結合等に関する注記に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）
　該当事項はありません。

〈メ　モ　欄〉